

# 事務所通信

令和2年春号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

2月の後半から、新型コロナウイルスが猛威を振るい、その影響で4月にはさまざまな行動制限もあり、多くの方が疲労されていらっしゃると思います。

いつ新型コロナウイルスの感染が収束されるか何とも予想しづらいのですが、どこかのタイミングで必ず収束を迎えるはずです。

どうぞ、一層のご自愛をなさってくださいませ。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、政府より緊急事態宣言の延長が発令されました。

感染拡大防止のため、**5月31日（日）までの期間につきまして、引き続き業務時間を午前10時から午後4時まで**に短縮させていただきます。

**また、お客様との打ち合わせを、電話、FAX、郵送、メールなどによるものへと変更させていただかざるを得ない場合もございます。**

**ご不便をお掛けしますこととお詫び致しますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

新型コロナウイルスに関する個人事業主及び法人、特に中小企業支援策が次々と出てきています。

そのなかでも「**新型コロナウイルス感染症関連**」と題する**経済産業省のホームページ**が、わかりやすくまとめられています。

今回、この**経済産業省のホームページ**をもとにお話をさせていただきます。

2020年5月7日現在の情報ですので、今後変更になる可能性があります。

全体像として、**経済産業省のホームページ**に「支援策パンフレット」があります。

そこをクリックしていただくと「**新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（PDF形式）**」があります。

その中で多くのお客様が適用対象とできるものが、資金繰り支援と持続化給付金であると思われます。

## 資金繰り支援について

おすすめは日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」です。

日本政策金融公庫で借入の実績のある企業は、審査が比較的スムーズにいきます。（それでも、5月7日現在では、面談の予約をしてから実際の面談までに約1か月かかっています。）

日本政策金融公庫で初めて融資を受けたい経営者の方は、日本政策金融公庫の独自の審査があります。

次におすすめは、会社の本店または個人事業主の事業所在地の地元の市役所または東京都の制度融資の利用です。

制度融資といっても、たとえば八王子市や東京都から直接借りるのではなく、金融機関から借入れをし、保証協会の保証料や融資金利の一部または全部を自治体が負担してくれるというものです。

地元の信用金庫から制度融資を利用して融資を受けることをおすすめします。

## 持続化給付金について

この給付金は、下記の条件に該当し、申請して給付されれば、使い方は問われません。

### 条件は

- 1 2020年1月以降、ひと月の売上げが、前年同月比で50%以上減少していること
- 2 2019年以前から事業の売上があり、今後も事業を継続していく意思がある事業者
- 3 2020年4月1日現在で、資本金が10億円未満、従業員数が2,000人以下であること
- 4 2020年5月1日から2021年1月15日の間に申請することです。

### 給付額は、

(前年の総売上高) × (前年同月比で50%以上減少している月の売上 × 12か月) となりますが、中小法人は200万円、個人事業主は100万円を限度として、給付を受けることができます。

申請方法は、「持続化給付金の申請用HP」から、メールアドレスなどを入力し、その入力されたメールアドレスにメールが届いていることを確認してから本登録をして、法人や個人事業の基本情報を入力して進めていただきます。

添付書類は、

- 1 法人は確定申告書別表一と事業概況説明書、電子申告の場合はメール詳細  
個人事業者は、確定申告書第一表と所得税青色申告決算書
  - 2 2020年分の対象とする月の売上台帳等
  - 3 通帳の写し
- です。

申請者は、現時点では個人事業主、会社に所属される方（代表取締役の氏名を基本情報で入力していただきます）となっています。

合わせて、「新型コロナウイルス感染症関連」と題する経済産業省のホームページの中の、持続化給付金「申請要領（中小法人等事業者向け）」または、「申請要領（個人事業者向け）」をご参照くださいませ。

申請から給付までの期間は、「通常2週間程度で給付通知書を発送～ご登録の口座に入金」と記載されています。

これらの「申請要領」がどこにあるかわからない、どの月を対象としたらいいか、添付書類の確認などは、当事務所でフォローさせていただきますので、担当者にお問い合わせくださいませ。

持続化給付金に関して、1点だけご注意くださいことがあります。

それは、「一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません」という注意書きです。

今後、所定の法律改正が国会の審議で、例えば法人の上限200万円が仮に上限250万円になったとします。その場合でも、「一度給付を受けた方は、再度申請給付することができません」と読めてしまいますので一応ご注意くださいませ。

ちなみにニュースの報道では、申請日初日の5月1日には、多くの方から申請があり、サーバーがダウンしてしまったようです。

## ■ 編集後記

個人のお客様の確定申告の期限は、3月15日です。

今年は3月15日が日曜日でしたので、本来であれば3月16日が確定申告期限でした。

新型コロナウイルスの影響で、2月下旬に個人の確定申告期限が4月16日となりました。その後新型コロナウイルスの影響でやむを得ないときには、4月16日以降でも期限内申告となる、ということになりました。

まさに、緊急事態でした。

4月16日で、なんとか無事終了しました。

例年、確定申告終了の慰労会をするのですが、当然、今回は延期としました。

延期でホッとしていることが一つだけあります。

それは、4月中旬以降6月末までの新規の税務調査が、すべて延期となったことです。

( 代 表 立 川 勝 一 )